

議第 2 号

高島市手数料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 1 9 日

高島市長 福 井 正 明

高島市手数料徴収条例の一部を改正する条例

高島市手数料徴収条例（平成 1 7 年高島市条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

戸籍の謄本もしくは抄本または戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付	1 通につき 4 5 0 円とし、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の電子計算機と電気通信回線により接続された通信端末機器で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動交付する機器を有するものをいう。以下同じ）による交付にあたっては 1 通につき 3 5 0 円とする。
戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき 3 5 0 円
除かれた戸籍の謄本もしくは抄本または戸籍法の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録	1 通につき 7 5 0 円

されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付	
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき450円
届出もしくは申請の受理の証明書または戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁または認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧	書類1件につき350円

」を

「

戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項までもしくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本もしくは抄本の交付または同法第120条第1項、第120条の2第1項もしくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき450円とし、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の電子計算機と電気通信回線により接続された通信端末機器で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動交付する機器を有するものをいう。以下同じ）による交付にあたっては1通につき350円とする。
戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項までまたは第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に	証明事項1件につき350円

<p>関する証明書の交付</p>	
<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この表において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行および戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本もしくは抄本または戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円</p>
<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項もしくは第10条の2第1項から第5項までの規定もしくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本もしくは抄本の交付または同法第</p>	<p>1通につき750円</p>

<p>120条第1項、第120条の2第1項もしくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>	
<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項もしくは第10条の2第1項から第5項までの規定または同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>証明事項1件につき450円</p>
<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行および除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本もしくは抄本または除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円</p>

<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出もしくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。次項において同じ。）もしくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付または同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>1通につき350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁または認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）</p>
<p>戸籍法第48条第2項の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧または同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</p>	<p>1件につき350円</p>

」に改める。

別表第2の3の部（2）の項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表第2の3の部（2）の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。